

まち美化事務所による浸水ごみ等への対応について（台風 18 号関連）

平成 25 年 9 月 16 日（月）の台風 18 号において被災された市民の皆様に謹んで御見舞い申し上げます。

被害により発生した浸水ごみ等の収集につきましては、まち美化事務所が被災地域において、以下のとおり実施いたしました。

1 定期収集

(1) 災害当日（9 月 16 日（月））の収集開始前

各まち美化事務所が、収集開始前に車両の通行及び収集作業が可能かを判断するため、収集地域や主要道路を巡廻しての現地確認や、土木事務所などの関係機関から情報収集を行い、被災箇所や道路状況を早期に確認したうえで、収集可能な地域から順次収集を行うなど、状況に応じた作業計画を立てた。

また、受託業者に対し、まち美化事務所が把握した情報を伝達し、収集コースや搬入先の指示を行った。

(2) 災害当日の定期収集

被害地域や冠水等した道路の状況について、刻々と変化する情報を踏まえ、幾度も実地での確認等を行った結果、京北地域等の交通が遮断された山間部地域や被害の甚大であった地域等の一部を除き、収集時間を延長し、定期ごみ収集を終えることができた。

なお、道路通行止め等で収集が困難であった地域については、その旨を区役所出張所や地域の町内会長にあらかじめ連絡するなどの対応を行った。

(3) 発災翌日以降

道路通行止めで収集ができなかった地域については、通行が可能となり次第、順次収集を開始した。大型車規制などでパッカー車の通行が難しい場合は、軽四輪車で収集を行うなどの臨機応変な対応を実施し、受託業者収集地域を含め、9 月 20 日（金）までに全ての地域において通常の収集を回復した。

2 浸水ごみ等の収集

各まち美化事務所による現地確認や地域役員等からの情報収集のほか、定期収集時における状況確認を行い、甚大な被害地域から優先度を決め、全まち美化事務所による応援体制のもと、特別班を編成し、発災翌日（9 月 17 日（火））から浸水ごみの特別収集を行った。

また、一般廃棄物収集運搬業許可業者が加盟する京都環境事業協同組合と、「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結しており、これに基づき、9 月 21 日（土）から 3 日間、同事業協同組合の協力を得て、まち美化事務所と協働により浸水ごみ等の収集を行った。

【浸水ごみ等の特別収集に従事した職員数・車両数及び浸水ごみ収集量】

	延べ従事職員数	延べ車両台数	収集量
発災1週目 (9月16日(月)～9月22日(日))	259名	97台	352t
発災2週目 (9月23日(月)～9月30日(月))	227名	91台	104t
合計	486名	188台	456t
9月17日(火)【最大稼働日】	81名	27台	—

【主な浸水ごみ等の収集区域】

右京区梅津地域、西京区嵐山地域、伏見区下鳥羽地域、伏見区醍醐小栗栖地域 等

- まち美化事務所の多くの職員は、一昨年の東日本大震災や昨年発生した北区衣笠開キ町における浸水の被災地において、粗大ごみ収集に従事した経験があり、これを踏まえて対応した。職員から「こうした大変な時こそ、自分たちが市民のために頑張る」といった声上がるなど、職員の士気は高かった。
- まち美化事務所の職員が、現場において排出されている浸水ごみの量、種類及び場所を実際に確認し、必要となる車両台数や機材の種類の判断を行うことにより、適切で効率的な収集を実施することができた。
- 浸水ごみは、家電四品目や畳など出来る範囲で分別しながら収集を行った。また、現場経験のある職員ならではの判断により、浸水ごみを排出している市民に、集積場所での仕分けをも想定した適切な排出場所の説明などを行った。
- 家財道具等の粗大ごみを収集する際には、パッカー車の回転板で木片が飛散しないよう、積み込みを工夫するなど、市民や周辺の安全を最大限に配慮しながら対応した。
- まち美化事務所が、日頃から、地域役員等と連携を密にしていることが活かされ、浸水ごみの収集に関する地域住民への周知を地域役員等の協力の下に実施することができた。
- 土砂や倒木等については、現場においてまち美化事務所と土木事務所が協議を行いながら臨機応変な対応を行った。

3 その他

今後、更に大規模な災害が発生した場合にも適切な対応ができるよう、今回の災害対応を振り返り、関係部署との役割分担、連携や情報共有の方法について検討を進めていく。